

# 令和6年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和6年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

- ・指導監査対象施設 79 施設

(内訳) 保育所 41 施設、幼保連携型認定こども園 25 施設、軽費老人ホーム 7 施設、  
障害者支援施設 5 施設、母子生活支援施設 1 施設

- ・指導監査の方法

実地による指導監査 74 施設

書面による指導監査 5 施設

- ・指導監査の結果

文書指摘あり 4 施設 (延べ指摘件数 6 件)

## (1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和6年度指導監査結果から、施設運営について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・変形労働時間制度を採用する場合、就業規則に規定すること。1年間単位の変形労働時間制度を採用する場合、労働基準監督署への届出をすること。
- ・雇用契約を締結していない者に対し、給与支払いをしている事例があったので、適切に処理すること。また、就業規則に規定する必要書類を徴すること。
- ・その他 (1 件)           (小計 3 件)

## (2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和6年度指導監査結果における利用者処遇等に関して、文書指摘に該当するものはなかった。

### (3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和6年度指導監査結果から、会計管理事務等について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・ 正当な理由があり、特定の事業者の契約締結する場合には、1者特命契約理由書を作成すること。また、正当な理由がない場合は経理規程に従い、必要な相見積書を徴することにより、価格競争を行い、安価な契約を行うこと。
- ・ 契約事務について、契約書や請書の作成漏れがみられたため、経理規程に則り所定の手続きをおこなうこと。
- ・ その他（1件）           (小計3件)